平成２８年（フ）第１０１号
茨城県日立市中成沢町４丁目８番12―404号
債務者　鈴木　麻美（旧姓小室）
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第１０２号
茨城県高萩市大字安良川267番地の４　セジュール楓205
債務者　澤谷　貴之
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第１０６号
茨城県高萩市大字上手綱5159番地の４
債務者　大関　弘行
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第２２３号
静岡県富士市厚原23番地の11
債務者　水澤マスード
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第２２８号
静岡県富士市水戸島134番地の43
債務者　石垣　英明
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１６０９号
名古屋市中川区富田町大字千音寺字間渡里2824番地の１　セジューネモネ105号
債務者　松本　由美
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７４８号
愛知県弥富市五明町築留1777番地12　レオパレス21　105
債務者　伊藤　　勝
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８３８号
愛知県半田市有楽町２丁目223番地の１　サンライフ有楽404号
債務者　成田　純治
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８３９号
神戸市東灘区魚崎西町３丁目４番18号
債務者　喜原眞佐子
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８７７号
神戸市須磨区大黒町３丁目３番19号
債務者　松本　尚樹
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８８７号
神戸市北区東大池２丁目４番37号
債務者　梅田　千里
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８９８号
神戸市兵庫区大開通５丁目１番14―502号
債務者　月山弘こと　崔　　廣善
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９１２号
神戸市長田区上池田３丁目18番22―302号
債務者　堺井美佐子
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９２６号
神戸市北区有野中町４丁目11番６―202号、従前の住所滋賀県彦根市後三条町493番地１（205号）
債務者　池田　　寛
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９４２号
神戸市長田区長田町８丁目２番４―101号、従前の住所神戸市長田区御蔵通２丁目13番地の１　ウイング神戸502号
債務者　田中　良樹
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９５３号
神戸市須磨区東町１丁目２番20号九華ハイツ１階南、従前の住所神戸市長田区長尾町２丁目14番６号
債務者　山中敏裕こと　蔡　　柄春
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９５８号
神戸市須磨区養老町１丁目８番30号　神戸市立和光園
債務者　川口真由美
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部